

# 質 疑 回 答 書

令和5年6月7日

吹田市水道部

工事名又は業務名 配水支管等設計業務

番号	図面番号	質 疑 事 項	回答事項
1	設計書	履行期間の工期延長は可能でしょうか。	受注者の責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により履行期間の延長変更を請求することができます。
2	位置図①	非開削工法(水管橋、推進等)での図面作成が必要な場合は、変更の対象と考えてよろしいですか。	設計書に記載の無い業務が発生した場合、設計変更協議の対象となります。
3	位置図⑥	斜面部の敷地管理者との占用事前協議はお済ですか。また、条件等現時点でわかるものがあれば教えてください。	事前協議は済んでおります。敷地管理者が吹田市道路管理者であることから、条件等は道路占用許可条件に準拠したものとなります。